

別紙 2

ニッショーホール及び会議室の運営等業務委託契約書

公益財団法人 日本消防協会（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有するニッショーホール及び会議室（以下「ホール等」という。）の運営等業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、ホール等において実施される催し物等についての運営等業務（以下「ホール等運営等業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、甲の管理及び指揮の下において、ホール等運営等業務を行うものとする。

（業務委託の範囲）

第2条 ホール等運営等業務の範囲は、別紙「ニッショーホール及び会議室の運営等業務委託に関する仕様書」のとおりとする。

（契約期間）

第3条 本契約は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

ただし、本契約終了3か月前までに甲、乙双方に解約の意思表示がない場合は、その後も同様とする。

（常駐技術スタッフ）

第4条 乙は、ホール等運営等業務を遂行するために常駐技術スタッフ1名（以下「常駐技術スタッフ」という。）をホール等に常駐させるものとする。

2 甲は、乙の常駐技術スタッフが本契約に基づくホール等運営等業務を円滑に遂行するための執務スペースを設けるものとする。

3 常駐技術スタッフの選任は、乙が選任し、甲に選任届出書を提出し甲の承認を得なければならない。

（臨時技術スタッフ）

第5条 乙は、ホール等運営等業務を遂行するため、甲の要請に基づき必要に応じて、照明、音響または舞台の技術者（以下「臨時技術スタッフ」という。）を派遣するものとする。なお、臨時技術スタッフの派遣にあたっては照明技術者を中心とするが、ホール利用者からの要望等がある場合は、臨時技術スタッフを増員して対応するものとする。

- 2 甲は、乙の臨時技術スタッフが本契約に基づくホール等運営等業務を円滑に遂行するための執務スペースを設けるものとする。
- 3 臨時技術スタッフの選任は、乙が選任し、甲に選任届出書を提出し、甲の承認を得なければならない。

(委託契約金額)

- 第6条 第4条に規定する常駐技術スタッフに関する委託金額は、月額 円とする。ただし、消費税は別途加算する。
- 2 第5条に規定する臨時技術スタッフに関する委託金額は、各区分に応じ、臨時技術スタッフ1名あたりを次のとおりとする。ただし、消費税は別途加算する。
 - 一 1区分 円 (9:00～12:00 13:00～16:30 17:30～21:00)
 - 二 2区分 円 (9:00～16:30 13:00～21:00)
 - 三 3区分 円 (9:00～21:00)
 - 四 超過勤務 円 (30分単位)

(常駐技術スタッフ及び臨時技術スタッフの業務規程等)

- 第7条 常駐技術スタッフ及び臨時技術スタッフの勤務日及び勤務時間は次のとおりとする。
- 一 常駐技術スタッフの勤務日は、4月1日から3月31日(12月29日から1月3日までを除く。)までとする。なお、原則として1か月の勤務日数を20日間とし、予約状況に応じて臨時技術スタッフを依頼する場合がある。
 - 二 常駐技術スタッフの勤務時間については、原則9時00分から17時45分までとするが、ホール等の利用がある場合は21時00分までとする。なお、労働基準法に基づく休憩時間を適宜設けるものとする。
 - 三 臨時技術スタッフの勤務日及び勤務時間については、甲の派遣要請に基づき、その都度指定するものとする。
- 2 乙は、常駐技術スタッフまたは臨時技術スタッフが事故若しくは病気等により、やむを得ず業務または増員ができなくなった場合は、速やかにその代理を配置することとし、その旨を甲に報告し承認を得なければならない。
 - 3 常駐技術スタッフまたは臨時技術スタッフの業務が、甲の要求する業務の責を果たしていないと認めるときは、甲は乙に対して技術スタッフの交替を要求することができる。
 - 4 常駐技術スタッフ及び臨時技術スタッフは、業務を遂行するにあたり事故発生を未然に防止するために常に安全確保に努めなければならない。
 - 5 常駐技術スタッフは、甲がホールに関する設備等の保守点検を実施するときは、施設管理者の指示に従い、それに立ち会い、設備等の状況を確認しなければならない。

6 常駐技術スタッフ及び臨時技術スタッフは、施設管理者との連絡調整を確実に実施し、ホールの業績向上に努めるとともに、ホールの品位を汚すことのないよう風紀等に配慮した言動を心掛けなければならない。

(乙所有の設備機器類等の使用)

第8条 ホール利用者から注文を受け、乙所有の設備機器類等を使用する場合は、その使用料金を含め施設管理者の承認を得るものとする。

(委託契約金額等の支払い)

第9条 乙は、第6条に規定する委託契約金額及び第8条に規定する乙所有の設備機器類等の使用に係る料金を翌月の10日までに甲に請求するものとし、甲は乙からの請求を受け、当月末までに乙に支払うものとする。

(損害の賠償)

第10条 乙は、本件業務遂行にあたり、ホール等の設備及び備品等に破損または損傷を与えた場合、または第三者に損害を与えたときは、乙は甲に直ちに報告し、速やかに原状回復をするとともに甲または第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、本契約の履行により知り得た相手側の経営上、技術上、その他一切の情報（ノウハウも含む。）を契約の有効期間はもとより契約終了後も一切漏洩してはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が以下の各号の一に該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。なお、本契約の解除は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

- 一 乙もしくは技術者の業務の実施が著しく不誠実または不適切であるとき。
- 二 乙もしくは技術者の業務の適正な遂行が不可能であるとき。
- 三 乙が本契約の条項の一つでも違反したとき。
- 四 乙の解散もしくは破産等の決定または申立てがなされたとき。
- 五 乙または第3条に規定する技術者のいずれかが、法令に違反する等、信頼関係を破壊するような行為を行ったとき。

(契約変更)

第13条 この契約締結以後において、経済情勢の変動等によって、第6条に定める契約金額が不適当と認められる場合には、甲及び乙は協議のうえこれを変更すること

ができるものとする。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項及び契約事項の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

本契約の成立を証するため、本証2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各1通をそれぞれ保管するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 東京都港区東新橋一丁目1番19号
公益財団法人 日本消防協会
会 長 秋 本 敏 文

(乙)